

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調達件名	結核住民健診業務
発注課	保）感染症総合対策課結核・感染症担当課
選定事業者	公益財団法人 北海道対がん協会
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
結核住民健診は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第53条の2第3項、及び、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令第12条第2項において、65歳以上の住民に対し市町村長が健診を行うことが義務付けられていることから実施するものである。 本市における結核住民健診は、公益財団法人 北海道対がん協会（以下「対がん協会」という。）に毎年委託している札幌市がん検診と一体的に実施することで、内容の充実や市民の利便性を高めてきた経緯がある。企業の職場健診など、限定された区域・人に対する健康診査の集団健診を実施している民間の健診機関は他にもあるが、本市のような広大な面積を有し、200万人近い人口を擁する大都市において集団健診を実施する場合は、市内の地区会館等を限なく巡回して、年間を通して万単位の健診に対応できる体制を整備する必要がある。 対がん協会は健診の専門機関であることから、健診に必要不可欠な健診車や医療スタッフが十分に整備されており、上述の札幌市がん検診にて全区の保健センターを巡回していることから、体制が十分に整備されている機関である。 また、対がん協会は、これまでも健診業務のほか、保健センターとの日程、会場の調整、各種統計資料の作成等、健診以外の事務事業も誠実かつ円滑に履行しており、令和8年度においても引き続き札幌市がん検診を委託する予定である。 以上のことから、当該業者が本業務に必要な条件を満たす者であり、業務の性質又は目的が競争入札に適しないため、特定随意契約とする。	
根拠法令	■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（予定価格100万円超の場合に記入）

決定日	令和8年3月4日
-----	----------